

施策評価シート (平成26年度の振り返り、総括)

作成日 平成27年 07月 14日

施策 No.	17	施策名	障がい者の自立と社会参加の支援
主管課名	社会福祉課	電話番号	0285-83-8129
関係課名	健康増進課、児童家庭課、生涯学習課 (社会福祉協議会)		

施策の対象	身体等に障がいを持った市民								
対象指標名	単位	20年度実績	21年度実績	22年度実績	23年度実績	24年度実績	25年度実績	26年度実績	26年度見込
身体障がい者数	人	2,647	2,686	2,703	2,712	2,774	2,835	2,630	2,824
知的障がい者数	人	518	536	560	583	620	648	626	552
精神障がい者数	人	164	193	202	223	264	254	304	174

施策の意図	障がい者に ・精神的、身体的、経済的に自立してもらう ・積極的に社会参加してもらう								
成果指標設定の考え方及び指標の把握方法 (算定式など)	・障がい者の自立には、精神的自立、身辺自立、経済的自立などがあり、自分の生活を自分の意思で管理していくこととされている。ここでは、数値把握が比較的容易な経済的自立を指標とし、その中で障がい者の就業者数を代替指標とする。 ・就業者数はハローワークで把握する。 ・社会参加者数は、外出、施設利用、行事参加など、他人との交流を行った障がい者とする。(福祉タクシー利用者、井頭温泉利用者、施設通所者、スポーツ教室参加者、身体障害者福祉会等の団体活動への参加者数)								
成果指標名	単位	20年度実績	21年度実績	22年度実績	23年度実績	24年度実績	25年度実績	26年度実績	26年度基本計画目標値
経済的に自立している障がい者数 (就業者)	人	192	204	203	215	230	237	246	210
社会参加 (他人と交流を持つことができる障がい者数)	人	1,408	1,612	1,555	1,574	1,539	1,654	1,613	1,700

施策の成果向上に向けての住民と行政との役割分担	・住民は、障がい者への理解とボランティア活動や交流活動に参加する。 ・企業は、障がい者の雇用促進をする。 ・行政は、障がい福祉サービスの充実と、ボランティアの育成や各種イベントの開催等をとおして社会参加の促進を図る。
-------------------------	--

26年度の
評価結果

1. 施策の成果水準とその背景（近隣他市や以前との比較、特徴、その要因と考えられること）

(1) 施策成果の時系列比較（過去3年間の比較）

・社会参加ができていない障がい者数は、ほぼ横ばいである。
平成24年度：1,539人、25年度：1,654人、26年度：1,613人

・健康増進施設真岡井頭温泉の利用助成を行い、障がい者の健康増進と介護者の精神的負担の軽減を図っている。

利用枚数 平成24年度：2,696枚、25年度：2,827枚、26年度：2,726枚

・交通機関を利用できない重度障がい者に障害者福祉タクシー券を交付し、障がい者の社会参加と福祉の増進を図っている。

利用枚数 平成24年度：13,554枚、25年度：14,046枚、26年度：13,675枚

・こども発達支援センター「ひまわり園」は、真岡市社会福祉協議会に委託して運営している。

通所者数 平成24年度：44人・うち他町6人、25年度：44人・うち他町4人、
26年度：72人・うち他町10人

・障がい者の社会参加支援として、地域活動支援センター事業を真岡市社会福祉協議会等に委託している。

通所者数 平成24年度：26人、25年度：29人、26年度：33人

・障がい者の就労支援として、真岡さくら作業所を運営する真岡市社会福祉協議会に運営補助をしている。

通所者数 平成24年度：18人、25年度：18人、26年度：18人

・参考：障がい者の就労状況は、改善傾向にある。（民間企業雇用状況）

真岡ハローワーク管内就労者数 平成24年度：438人、平成25年度：452人、
平成26年度：486人

栃木県内就労者数 平成24年度：2,880人、平成25年度：3,165人、
平成26年度：3,367人

(2) 近隣他市との比較

・14市の障害者支援施設の状況（平成26年度栃木県障害者福祉ガイドより）

障害者支援施設は、障害者の方に対し、夜間に施設入所支援を行うとともに、昼間に生活介護、自立訓練又は就労移行支援を行う施設である。

宇都宮市8、足利市7、栃木市3、佐野市1、鹿沼市4、日光市3、小山市2、真岡市1、
大田原市3、矢板市2、那須塩原市1、さくら市5、那須烏山市2、下野市1

・市内には、障害者支援施設（1）、放課後等デイサービス事業所（2）、訪問系事業所（6）などの県の指定事業所があり、近隣市町にある指定事業所と合わせて利用者のニーズに対応している。（ ）は箇所数

・公的機関における障がい者雇用率（平成26年度）

真岡市役所：2.88%（法定雇用率：2.30%）

宇都宮市役所：2.36% 佐野市役所：3.07% 日光市役所：2.68%

栃木県庁：2.34%

真岡市教委：2.61%（法定雇用率：2.20%）

小山市教委：2.40% 鹿沼市教委：2.78% 栃木県教委：1.89%

(3) 住民期待水準との比較

・平成27年度真岡市民意向調査では、「真岡市の理想の将来像」として、「高齢者や障がい者に思いやりのあるまち」が33.8%（前年度34.2%）で11項目中2位（同1位）であった。

・平成26年度に実施した第2期障害者計画作成時のアンケート（対象は障がい者）では、「今後の真岡市に重要なこと」として、「介護の必要な重度の障がい児者のための入所施設の整備」が37.8%（19項目中1位）、「リハビリ（機能回復訓練）・生活訓練・職業訓練などの通所施設の整備」が34.2%（同2位）であった。

2. 施策の成果実績に対してのこれまでの主な取り組み（事務事業）の総括

・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）が平成25年4月に施行され、サービスの提供主体が市町村に一元化されるとともに、障がい者は、障害種別（身体障がい、知的障がい、精神障がい）にかかわらず、支援の必要度合いに応じたサービスを利用できるようになった。

・ 障害者総合支援法に基づき、市町村が行う地域生活支援事業として、平成26年度は次の事業を実施した。

移動支援事業（86人）、意思疎通支援事業（11人）、日常生活用具給付等事業（149人）、地域活動支援センター事業（33人）、日中一時支援事業（155人）など（ ）は利用者数

・ 各種団体の育成やスポーツ大会などを通して、障がい者の社会参加を推進した。

・ 障がい者に対する適切な福祉サービスの利用支援や、就労・生活相談を行うため、芳賀地区障害児者相談支援センターに業務委託して、障がい者相談支援事業を実施した。

（平成26年度：相談員数3人、延べ相談件数1,875件）

・ こども発達支援センター「ひまわり園」は、新たに臨床発達心理士を配置するなど、施設や指導内容の充実に努めた。

・ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）に基づき、平成26年度から、障害者就労施設等からの物品等の調達方針（真岡市障害者優先調達推進方針）を策定し、各課に周知して調達に努めた。（平成26年度：2施設から延べ4回調達、総額236,030円）

26年度の
評価結果

3. 施策の課題認識と改革改善の方向

【課題認識】

・障がい者の高齢化、障がいの複雑化・重度化が進む中で、障がい者が住み慣れた地域社会において、自立した社会人として社会参加ができるような支援が求められている。

・重度障がい者のための入所施設や、障がい者の生活訓練・職業訓練等を行う通所施設の整備について、調査・研究する必要がある。

【改革改善の方向】

・障害者総合支援法に基づき、自立支援事業（介護給付、訓練等給付など）や地域生活支援事業の充実に努めていく。

・障がい者の社会参加を支援するため、引き続き、各種団体の育成やスポーツ大会への参加などを推進していく。

・障がい者の雇用状況は改善傾向にあるが、引き続き、障害者就業・生活支援センターやハローワークと連携して、障がい者が適正な職業に就けるように支援していく。

・こども発達支援センターの充実を図るとともに、保育所や幼稚園等と連携し、障がい児に対する療育の充実に努めていく。

・障害者優先調達推進法に基づき、毎年度、真岡市障害者優先調達推進方針を策定し、障害者就労施設等からの物品等の調達に努めていく。

・入所施設や通所施設の整備については、芳賀地区1市4町の障がい者への支援体制の整備を図るために福祉、医療、教育、雇用、行政等の関係機関で構成されている芳賀地区自立支援協議会と連携し、対応していく。

26年度の
評価結果

補足事項

【真岡市の障がい者の状況：平成26年度】

- ・身体障がい者（ ）は身体障がい者全体に占める割合
70歳以上が1,393人（53.0%）、60～69歳が597人（22.7%）、40～59歳が417人（15.8%）、20～39歳が165人（6.3%）、19歳以下が58人（2.2%）で、うち1,260人（47.9%）は重度障がい者（1・2級）である。60歳以上が1,990人（75.7%）で、うち919人（34.9%）は重度障がい者であり、高齢者の割合が非常に高く、重度障がい者も多い。
- ・知的障がい者（ ）は知的障がい者全体に占める割合
60歳以上が116人（18.5%）、40～59歳が149人（23.8%）、20～39歳が234人（37.4%）、19歳以下が127人（20.3%）で、うち261人（41.7%）は重度障がい者（A1・A2）である。39歳以下が361人（57.7%）で、若年層の割合が高い。
- ・精神障がい者（ ）は精神障がい者全体に占める割合
1級が60人（19.7%）、2級が169人（55.6%）、3級が75人（24.7%）である。